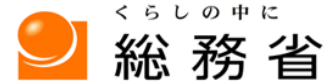




平成 28 年 2 月 25 日

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

障がいをもつ男性や男性介助者も「女性専用車両」が利用できることを、もっとよく知らせてほしい(概要)

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

近畿管区行政評価局(局長:茂垣栄一)は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議(座長:児玉憲夫 元大阪弁護士会会長)の意見を踏まえて、近畿運輸局に対し、平成28年2月25日にあっせんします。

(行政相談の要旨)

- ① 関東に比べると近畿では、「視覚障がいをもつ男性や男性介助者も女性専用車両を利用できる」ことが知らされていない。近畿においても、もっとよく知らせてほしい。
- ② 視覚障がいをもつ男性が一人で電車に乗る場合、大半は女性専用車両を避けるが、エレベーター等から女性専用車両の乗車位置に誘導されてしまうことが多く、大きな負担となっている。

(女性専用車両に関する状況等)

- 「女性専用車両(女性等に配慮した車両)」については、安全で快適な輸送空間の確保の観点から利用者の理解と協力の下、輸送サービスの一つとして、各鉄軌道事業者の経営判断により実施。各社の取扱いにおいては、女性以外でも乗車できることとされている。
- 国土交通省は、平成 19 年4月、地方運輸局に対し、女性専用車両に関する、各社の取扱いについて、十分な周知・案内がなされるよう事業者を指導するよう通知。近畿運輸局は同通知を受け、管内の事業者へ通知

(確認結果等) 別紙(「第2 申出に係る確認結果等」)参照

- ① 女性専用車両を導入している事業者のホームページをみたところ、関東の全 17 事業者が、「障がいをもつ男性の単独乗車」や「障がいをもつ男性を介助する男性」が利用できる旨を掲載していたが、近畿(12 事業者)では同様の取扱いの掲載は4事業者(33%) 【別紙 P3-4 (表5、6)】
- ② 当局が現地確認した関東の 15 事業者中 14 事業者(93%)が、「障がいをもつ男性等が女性専用車両を利用できる」旨を車両や乗車位置等に明示していたが、近畿の 12 事業者中6事業者(50%)は未実施。また、関東の 15 事業者中 10 事業者(67%)はそれらに英語を併記していたが、近畿は0事業者 【別紙 P5-7 (表7)】
- ③ 関東では、多くの事業者が、「女性専用車両は、女性の乗客のほか、障がいをもつ男性等も利用できる」旨の放送を実施しているが、近畿では、同様の放送の実施を確認できず 【別紙 P8】
- ④ 当局の現地確認では、障がい者用エレベーター等から女性専用車両の乗車位置に誘導される例が、関東の主要な 50 駅中3駅(6%)であったが、近畿では主要な 50 駅中 30 駅(60%) 【別紙 P8-9 (表8、9)】
- ⑤ 関東の全路線(100%)では、「平日のラッシュ時のみに限定」して女性専用車両が設定されているが、近畿の 71%の路線では「終日設定」。うち、全体の 52%の路線で土日・休日にも「終日設定」 【別紙 P2 (表2)】
- ⑥ 関東では、i)「障がいをもつ男性等の移動の負担軽減を求める要望」に対応し、「女性同伴以外の障がいをもつ男性」の乗車を認めていなかったが「男性を介助する男性」を含め認めるよう変更(横浜市交通局)、ii)設定車両を「中間車両」から「先頭・最後尾車両」に変更、また、平日の「終日設定」を「朝のラッシュ時のみの設定」に縮小(東急(東横線)など)等の例あり 【別紙 P13 (表 10)】

(推進会議の意見を踏まえたあっせん(全文)) 別添(「行政苦情救済推進会議構成メンバーの意見要旨」)参照

「女性等に配慮した車両」について(平成 19 年 4 月 24 日付け国鉄業第 8 号国土交通省鉄道局業務課長通知)、「公共交通機関の車両等に関する移動円滑化整備ガイドライン(旅客施設編・車両等編)」(平成 25 年6月国土交通省)、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成 27 年 11 月国土交通省)等を踏まえ、障がいをもつ男性及び男性介助者等の「女性専用車両」等に起因する身体的・精神的な負担軽減を図るため、必要な対応を行うこと。

【本件の問合せ先】 近畿管区行政評価局首席行政相談官室(楠本、宮田) 電話: 06-6941-8166